

学校いじめ防止対策基本方針

令和4年4月
那覇市立城北小学校

はじめに

学校教育において「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネット上での新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組む事が求められている。

このため、本校では、いじめ早期発見の手だてや、いじめが起きた場合の対応のあり方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について基本的な考え方を明確にし、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として許されない行為である。しかしながら、どの子にも、どの学校にも起こり得る事から、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌作り」に取り組む未然防止の活動は、教育活動のあり方と密接に関わっており、すべての教職員が共通実践することが求められる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 「いじめ防止対策推進法」より

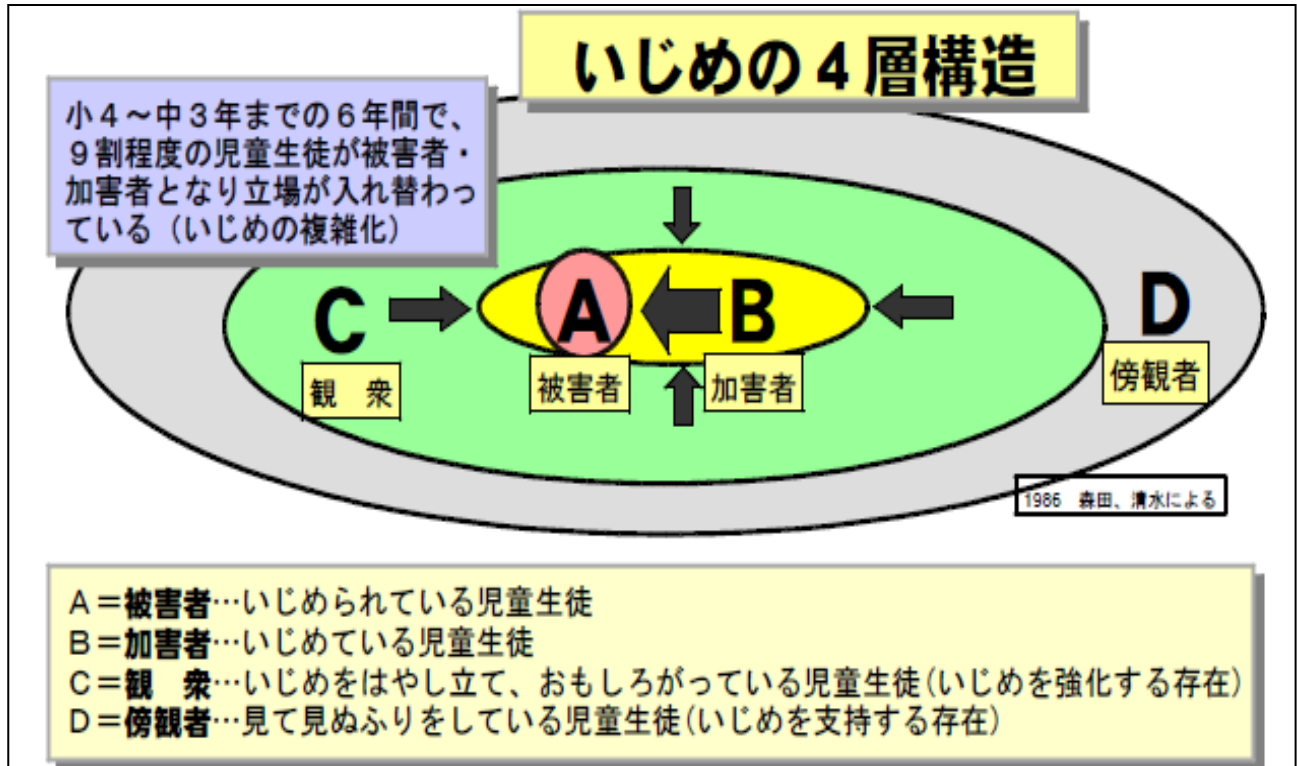
具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある・

- ☐ 理由もなく意地悪なことをされる。
- ☐ 冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ☐ 金品をたかられる。
- ☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☐ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

等

3 いじめの4層構造

「沖縄県いじめ対応マニュアル」より



4 いじめに対する基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つこと。たとはいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

いじめに対して教員がとるべき姿勢

- ① いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくい所で行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者それぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

5 未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組む事が重要である。そのためには「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌作り」に取り組む必要がある。未然防止の観点から学校教育活動全体を通して、児童理解、いじめ防止のための取り組み、早期発見のあり方、いじめへの対応に関わる教職員の資質能力向上を図る研修等の計画を別に定める。

(1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また児童に対しても学年・学級活動などで校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動等の推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や周りで見えていたり、はやし立てている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化する。

特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう務める。その際、教職員はもとより家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められて異いという思いが得られるよう工夫することも有効である。

また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。

6 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つと共に、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

- (1) 学校は、日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むと共に、児童がいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) スクールカウンセラー、教育相談支援員の利用について広く周知させることにより、児童及び保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- (4) 年間計画

月	場	内容	対象
4月	職員会議	学校いじめ防止対策基本方針の共通確認	教職員
4月	学級保護者会	学校のいじめに対する基本方針の説明	保護者
5月	非行防止教室	非行防止に関する講話（いじめ・万引き防止等）	児童
6月	教育相談週間	児童理解・支援に努める。	児童
7月	職員研修	いじめ防止に関する研修（講師招聘）	職員
9月	校長講話 人権教室	校長による講話 人権擁護委員を講師とした全学級対象の人権教室	児童
10月	ネットいじめ 防止教室	携帯・スマホによるネットトラブル、 ネットいじめ防止に関する講話	児童
11月	授業参観	授業参観での道徳授業公開	児童
11月	教育相談週間	児童理解・支援に努める。	児童
毎月	アンケート	生活、いじめアンケートの実施	児童
	いじめ防止対策委員会	各学年からの実態報告と対策検討	委員
	カウンセリング 教育相談支援員	スクールカウンセラー、教育相談支援員との相談・面談	児童 保護者 教職員

※新型コロナウイルス感染防止のため、日程や内容を変更することがあります。

7 いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うのが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

(2) いじめられた児童への支援

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方は、あってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。

いじめが解消したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことがたいせつである。

(3) いじめた児童への指導

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(4) 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者にも事実関係を伝え、いじめを受けたという児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対してもそれらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどしていじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(6) インターネット上でのいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。その際、情報担当者と連携しネットパトロール等を実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。

8 体制の整備

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。本校において、いじめ問題の組織的な取り組みを推進するため、校長が任命した「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。

【いじめ防止の為の組織】

① 「いじめ防止対策委員会」の設置

② 構成員

校長、教頭、教務、養護教諭、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援コーディネーター、学年生徒指導部、その他関係職員 ※必要に応じて外部機関職員

② 「いじめ防止対策委員会」の取り組み

○ 毎月 1 回の「いじめ防止対策委員会」の実施

- ・ いじめの定義に基づいた、いじめの積極的認知
- ・ いじめの未然防止・早期発見・早期対応
- ・ いじめ発生時の対応協議

○ 臨時の「いじめ防止対策委員会」の実施

○ 毎月 1 回のいじめアンケートの実施

○ 学校いじめ防止対策基本方針の策定

○ 教職員の資質向上のための校内研修

○ 学校いじめ防止対策基本方針の見直し

○ 地域や家庭との連携

○ 緊急対応

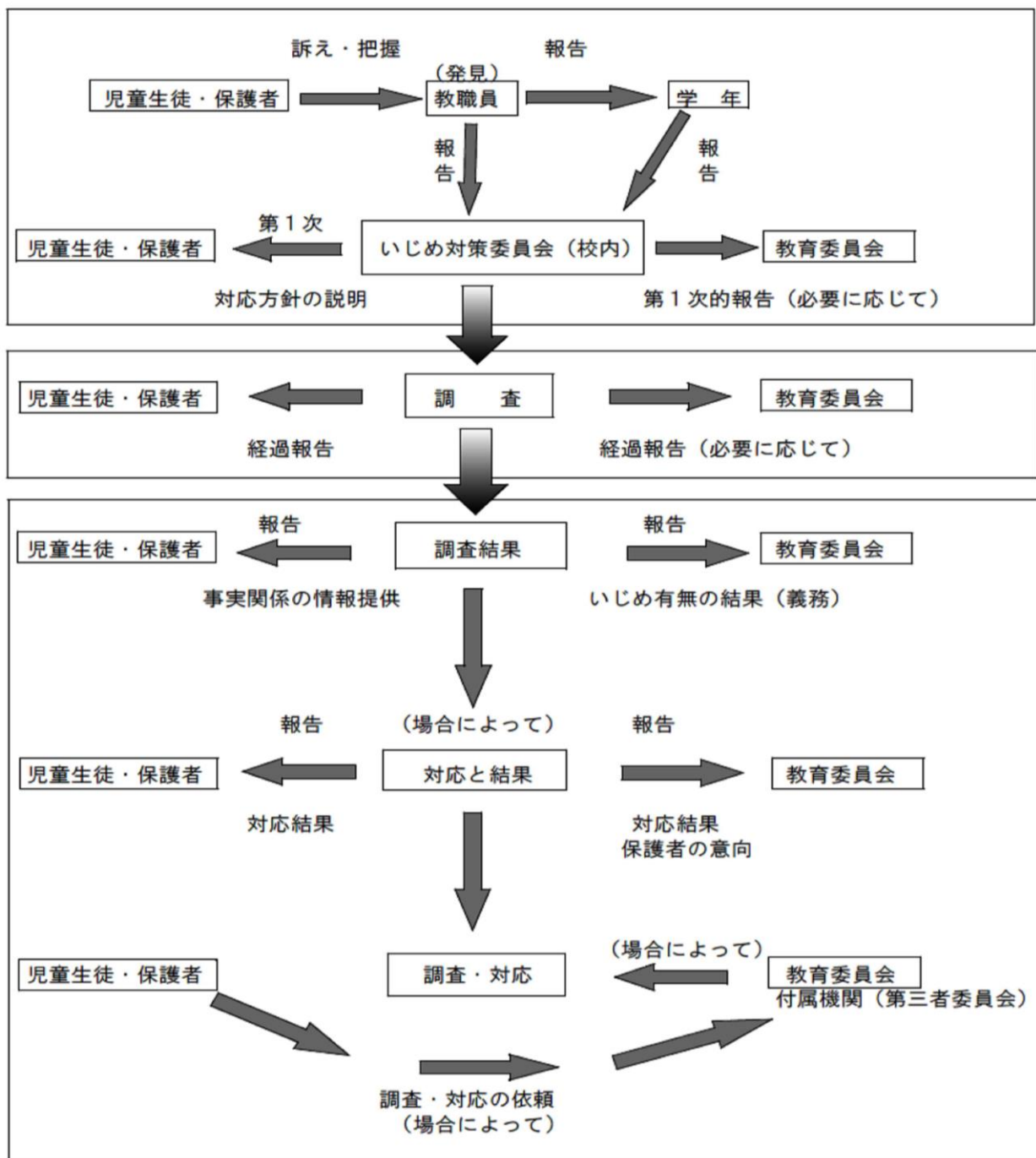
9 いじめ発生時の組織対応

いじめが起こった場合の組織的対応

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。いじめに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的な対応を別に定める。

【いじめ発生時の通常対応】

「沖縄県いじめ対応マニュアル」より



10 重大事態への対処

【重大事態とは】

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめ防止対策推進法」より

【重大事態発生時の対応】

校長が重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会に報告すると共に、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び、経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

【重大事態発生時の対応】

「沖縄県いじめ対応マニュアル」より

